

香川県内部統制基本方針

地方自治法第150条第1項に定める内部統制に関する方針として、事務処理の適正確保を進めるための基本的な考え方を以下のとおり定め、県における内部統制を推進することとします。

1 内部統制の目的

次に掲げる内部統制の目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるといふ地方自治法の趣旨を踏まえ、職員の個人的な経験や能力に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにし、業務の目的達成に努めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する報告等の信頼性を確保するため、適正な手続きによる報告等の作成、情報の適切な保存及び管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守し、県政に対する住民の信頼を確保するため、コンプライアンス意識の徹底に取り組みます。

(4) 資産の保全

税を主な財源として取得された県の資産は、県民が共有する資産であることから、適正な手続きに基づく取得、使用、処分等により、その保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は財務に関する事務とします。

3 内部統制の体制

内部統制の体制を、次のとおり整備します。

(1) 統括責任者等の設置

内部統制に関する最高責任者である知事を統括責任者に、副知事を副統括責任者とします。その下で、審議監を統括推進責任者に、各部（総）局長を統括推進者とし、各所属長が推進者となって、所属単位で内部統制の取組みを進め、総務部長が統括評価責任者として取組みの評価を行います。

(2) 内部統制本部会議

内部統制制度の運用を統一的行うため、統括責任者である知事を本部長とする内部統制本部会議を設置し、方針、運用、評価等の重要な事項について審議・決定します。

(3) 内部統制の評価

会計年度毎に、内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した上で、県議会に提出するとともに公表します。

(4) 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

4 内部統制の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価の結果や監査委員からの意見等を踏まえ、柔軟に内部統制の見直しを行います。

5 行政委員会等との連携

内部統制に関する情報の提供をはじめ、行政委員会等とは連携を図っていきます。

令和2年4月1日

香川県知事 浜田 恵 逆